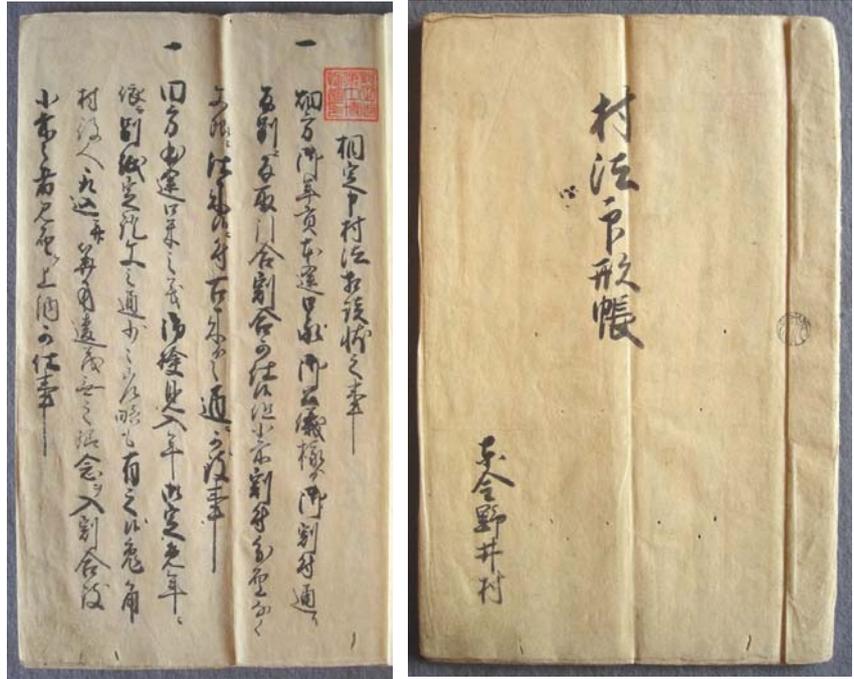


# 村の取り決め

(むらのとりきめ)

「安永 8 年東金野井村  
村法印形帳」  
(郷土博物館所蔵  
遠藤大治郎家文書)



この史料は、安永 8 年(1779)12 月に、東金野井村(ひがしかなのむら)(村高 682 石、家数 81 軒、人数 323 人)の名主(なぬし)大次郎、組頭(くみがしら)4 名、百姓代(ひやくしょうだい)8 名、百姓 65 名の署名捺印により取り決められた村法(そんぼう)(村の取り決め書)です。

江戸時代の村は、年貢(ねんぐ)や諸役(しよやく)の負担を村でまとめて領主に上納する代わりに、名主・組頭・百姓代の村方三役(むらかたさんやく)を中心に、村内を自治的に運営することが認められていました(村請制むらうけせい)。そのため年貢と諸役の負担について、それぞれの村で独自の取り決めがなされました。

この史料では、前半の箇条書きの部分で、田畑及び流作場(りゅうさくば)(川沿いの開発地)の年貢、幕府領に賦課された高掛三役(たかがりさんやく)(御蔵前入用おくらまえにゅうよう・御伝馬宿入用おてんましゆくにゅうよう・六尺給米ろくしゃくきゅうまい)、国役銀(くにやくぎん)、村入用(むらにゅうよう)(現在の住民税に相当)の負担のあり方について詳細に取り決めています。後半部からは、それらの勘定や清算の際に専用の帳簿を作成し、少なくとも 10 年間保存したことがわかります。

この史料と同時に、「村役勤方村入用割合相談状」が作成されました。領主の公用交通を負担する伝馬人足(てんまにんそく)や、村が独自に行う道・橋の修繕といった村用人足(むらようにんそく)を、村内の百姓が輪番で勤めることを取り決めています。また公用で江戸に出張する際には、名主 900 文・組頭 800 文・百姓 700 文と、村から日当を支給しました(私用の際には当事者が村役人の日当を負担するようになっていました)。

こうした古文書(村方文書むらかたもんじょ)は、代々東金野井村の名主役を勤めた遠藤大治郎家に大切に保存され、現代の私たちは、それらの文書によって江戸時代の村の姿を知ることができるのです。

《詳しくは…》

- \* 野田市史編さん委員会編 2005 『野田市史編さん古文書・記録調査報告書 2 東金野井遠藤大治郎家文書』
- \* 野田市史編さん委員会編 2005 『野田市史編さん古文書・記録調査報告書 1 東金野井遠藤正幸家文書』

